

## 医薬品等行政評価・監視委員会令要綱

### 第一 部会

医薬品等行政評価・監視委員会（以下「委員会」という。）は部会を置くことができるとし、部会に属すべき委員等の指名、部会長、部会長の事務・職務代理について定めるとともに、委員会は部会の議決をもつて委員会の議決とすることができることとする。（第一条関係）

### 第二 議事

委員会の会議は委員長が招集することとし、委員会の定足数、議決方法について定めたいうえで、これらについて部会の議事に準用することとする。（第二条関係）

### 第三 庶務

委員会の庶務は、厚生労働省大臣官房厚生科学課において処理することとする。（第三条関係）

### 第四 委員会の運営

この政令で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとする。（第四条関係）

## 第五 附則

この政令は、令和二年九月一日から施行することとし、関係政令について所要の改正を行うこととする。

(附則関係)